選 択 選 税 課 税 期 間 特 例 届 出 書変 更

収受印										
平成 年 月		(フリガナ)								
	届		(〒	-)						
	j	納税地			(電話番	旦.	_)			
		(-)			(电印笛	7	,			
		(フリガナ)								
		氏名又は								
1\(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}2\) \(\frac{1}2\) \(\frac{1}2\) \(\frac{1}2\) \(\frac{1}2\) \(\frac{1}2\) \(1		名称及び					Ľп			
		代表者氏名					印			
下記のとおり、消費税法第19条第1項第3号、第3号の2、第4号又は第4号の2に規定する 課税期間に短縮又は変更したいので、届出します。										
事 業 年 度	自	Į į	1	日	至	月	日			
適 用 開 始 日 又 は 変 更 日		平成		年	月	目				
	三月ごとの期間に短縮する場合				一月ごとの期間に短縮する場合					
		п	_	птж		日から				
	月	日から	月	日まで			月 日まで 月 日まで			
			月				月月まで			
適用又は変更後の	月	目から		日まで			月月まで			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							月日まで			
課税期間	月	日から	月	日まで			月 日まで 月 日まで			
	, ,	1. 1.		11. 01.			. 日まで			
							月日まで			
	月	日から	月	日まで			月 日まで 月 日まで			
変更前の課税期間特例 選択・変更届出書の提出日		平成		年	月	日 日	1 H & C			
変更前の課税期間		平成		————— 年		日				
特例の適用開始日		十八人		+		Н				
参 考 事 項										
税理士署名押印					(帝红亚	□.	印			
					(電話番	万 —				
*										

※ 税	整理番号				部門番号							
務署処	届出年月日	年	月	日	入力処理	年	月	日	台帳整理	年	月	日
理欄	通信日付印	年	月	日	確認印							

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。

2. ※印欄は、記載しないでください。

消費税課税期間特例選択・変更届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、課税期間特例の適用を受けようとする、又は変更しようとする場合に提出します(法19①)。

なお、提出に際しては表題の「選択」、又は「変更」の該当する方を〇で囲みます。 また、3月ごとの課税期間を1月ごとの課税期間へ変更する場合は、3月ごとの課税期間特例の届出書の効力 が生じた日から2年を経過する日の属する月の初日、又は1月ごとの課税期間を3月ごとの課税期間へ変更する場合は1月ごとの課税期間特例の届出書の効力が生じた日から2年を経過する日の属する月の前々月の初日以後でなければこの届出書を提出できません(法19⑤)。この特例を適用することによって短縮された課税期間は、次のとおりとなります。
(1) 課税期間を3月ごとに短縮又は変更する場合

① 個人事業者の場合には、 $1 \sim 3$ 月、 $4 \sim 6$ 月、 $7 \sim 9$ 月、 $10 \sim 12$ 月までの各期間 ② その事業年度が 3 月を超える法人の場合には、その事業年度をその開始の日以後 3 月ごとに区分した各期 間(最後に3月未満の期間が生じたときは、その期間)

) 課税期間を1月ごとに短縮又は変更する場合
① 個人事業者の場合には、1月1日以後1月ごとに区分した各期間

その事業年度が1月を超える法人の場合には、その事業年度をその開始の日以後1月ごとに区分した各期

間(最後に1月未満の期間が生じたときは、その期間) なお、この特例の適用を受けた場合は、事業を廃止した場合を除き、この届出書の効力が生じる日から2 年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ「消費税課税期間特例選択不適用届出書(第14号様 式)」を提出することはできません(法19⑤)。 (注)1 年又は事業年度の途中でこの適用を受けた場合には、課税期間の初日から適用開始の日の前日ま

での期間については、これを一課税期間とみなして確定申告等を行うことになります。

3月ごとの課税期間特例を適用している事業者が1月ごとの特例へ変更する場合は、課税期間の 初日から変更後の課税期間の前日までの期間については、これを一課税期間とみなして確定申告等 を行うことになります。

2 提出時期等

この届出書は、この特例を受けようとする又は変更しようとする短縮に係る課税期間の初日の前日までに提出 しなければなりません。

ただし、新規開業した事業者等については、この届出書を提出した日の属する上記1 (提出すべき場合)の(1) 又は(2)に掲げる期間からこの特例の適用を受けることができます。

記載要領

「事業年度」欄には、法人の事業年度を記載します(個人事業者の方は不要です。

- 「適用開始日又は変更日」欄には、特例により短縮される課税期間のうち、適用を開始する課税期間の初日 又は変更により適用を開始する課税期間の初日を記載します。
- 「適用又は変更後の課税期間」欄には、次により短縮される課税期間を記載します。
 ① 課税期間を3月ごとに短縮又は変更する場合

個人事業者の場合

[1月1日から3月31日まで]、「4月1日から6月30日まで」、「7月1日から9月30日まで」及 び「10月1日から12月31日まで」の各期間

法人の場合

その事業年度の開始の日以後3月ごとに区分した各期間

(例) 9月決算法人の場合

「10月1日から12月31日まで」、「1月1日から3月31日まで」、「4月1日から6月30日まで」及び「7月1日から9月30日まで」の各期間 ② 課税期間を1月ごとに短縮又は変更する場合

個人事業者の場合

1月1日以後1月ごとに区分した「1月1日から1月31日まで」、「2月1日から2月28日まで」・・・「11月1日から11月30日まで」及び「12月1日から12月31日まで」の各期間

法人の場合

その事業年度の開始の日以後1月ごとに区分した各期間

(例) 9月決算法人の場合

「10月1日から10月31日まで」 「11月1日から11月30日まで」…「8月1日から8月31日ま

- で」及び「9月1日から9月30日まで」の各期間
 (4) 「変更前の課税期間特例届出書の提出日」欄には、既に課税期間特例の適用を受けている事業者がこの届出 により短縮期間を変更する場合に、変更前に適用を受けていた課税期間特例に係る「消費税課税期間特例選択・変更届出書」の提出年月日を記載します。
- 、「変叉畑山青」の近山牛月日で記載しより。 「変更前の課税期間特例の適用開始日| 欄には、既に課税期間特例の適用を受けている事業者がこの届出に より短縮期間を変更する場合に、変更前に適用を受けていた課税期間特例の効力が生じた日、すなわち、先に 提出した「消費税課税期間特例選択・変更届出書(第13号様式)」の「適用開始日又は変更日」欄に記載した 日を記載します。
- (6) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。 (7) 記載内容等についてご不明な場合は、最寄りの税務署にお問い合わせください。